

岐阜県公報

第二千九百二十八号
平成三十年三月九日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県廃棄物処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 一二八^頁

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉課) 一二八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 一二八

指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 一二九

指定訪問看護事業者等の所在地の変更の届出

(同) 一二九

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 一二九

指定介護機関の廃止の届出

(同) 一二九

指定介護機関の所在地の変更の届出

(同) 一二九

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 一二九

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一三二

道路の区域変更

(道路維持課) 一三二

道路の供用開始

(同) 一三四

保安林の指定

(飛騨農林事務所) 一三五

保安林に指定する予定

(下呂農林事務所) 一三五

収用委員会告示

収用及び使用の裁決手続の開始

(収用委員会) 一三五

土地収用法施行令の基づく公示による通知

(同) 一三六

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 一三八

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(同) 一三九

基本測量の終了

(用地課) 一三九

公共測量の終了

(同) 一四〇

平成二十九年度における地籍調査に関する事業計画の変更

(都市政策課) 一四〇

岐阜県収用委員会の審理の開始

(収用委員会) 一四〇

規 則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年岐阜県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十二第一項」に改め、同条第二項中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十一第三項」に改める。

別記第二十八号様式中「第9条の2第3項」を「第19条の2第3項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

岐阜県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機

関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかハートクリニック	各務原市那加前野町三 一六七	平成三〇・一・一
むらせファミリークリニック	揖斐郡池田町池野字大池東三〇〇	同
岡田 眼科 医院	羽島郡笠松町東陽町三八 二	同
古橋内科クリニック	中津川市津島町五四四 五	同
V・drug 那加薬局	各務原市那加前野町三 一六七	同
かえで調剤薬局	美濃市松栄町五 一	平成三〇・一・二五

岐阜県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	所在地	廃止年月日
むらせファミリークリニック	揖斐郡池田町池野三〇〇一	平成二九・一二・三一
岡田眼科医院	羽島郡笠松町東陽町三八二	同
古橋内科クリニック	中津川市津島町五四四五	同

岐阜県告示第百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
新 杉山クリニック	加茂郡富加町羽生二四八一	平成二九・一二・二二
旧 石原医院		

岐阜県告示第百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更し

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

古田

肇

た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
株式会社 いちばん	岐阜市金園町一三三三	訪問看護ステーション 笑顔いちばん	新 各務原市那加 雄飛ヶ丘町一八四五	平成二九・一二・二二
株式会社 笑顔	岐阜市金園町一三三三	訪問看護ステーション 笑顔いちばん	旧 各務原市那加 雄飛ヶ丘町一八四五	平成二九・一二・二二

岐阜県告示第百一十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

医療法人 清光会	医療法人 清光会	医療法人 清光会	医療法人 清光会	医療法人 清光会	医療法人 清光会	株式会社 ファルマリリンク	株式会社 ファルマリリンク	社会福祉法人 祥雲会	社会福祉法人 祥雲会	社会福祉法人 祥雲会	社会福祉法人 桜友会	社会福祉法人 桜友会
岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	愛知県一宮市大字浅野字大曲り三〇番地三	愛知県一宮市大字浅野字大曲り三〇番地三	岐阜県関市下白金九一五番地	岐阜県関市下白金九一五番地	岐阜県関市下白金九一五番地	岐阜県関市稲口八四五番地	岐阜県関市稲口八四五番地
介護予防 短期入所 療養介護	介護予防 通所リハ ビリテー ション	介護予防 訪問リハ ビリテー ション	短期入所 療養介護	通所リハ ビリテー ション	訪問リハ ビリテー ション	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 生活介護	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	介護老人 福祉施設	介護予防 認知症対 応型通所 介護
介護老人保健施設 ハピリセンター 岐南リ	介護老人保健施設 ハピリセンター 岐南リ	岐南リハピリセンター	介護老人保健施設 ハピリセンター 岐南リ	介護老人保健施設 ハピリセンター 岐南リ	介護老人保健施設 ハピリセンター 岐南リ	スマイル薬局いしやま店	スマイル薬局いしやま店	特別養護老人ホーム あか つき別館	特別養護老人ホーム あか つき別館	特別養護老人ホーム あか つき別館	特別養護老人ホーム あか つき別館	まなびやデイサービス センター まなびやデイサービス センター まなびや まなびや
岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県瑞穂市重里一九六番地	岐阜県各務原市那加石山町一丁目一三二番地一	岐阜県各務原市那加石山町一丁目一三二番地一	岐阜県関市下白金九一三番地六	岐阜県関市下白金九一三番地六	岐阜県関市下白金九一三番地六	岐阜県関市稲口七七六番地一	岐阜県関市稲口七七六番地一
同	同	同	同	同	同	平成三〇・一・一	平成二九・二・二七	同	同	同	同	平成二九・九・一

岐阜県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃止年月日

有限会社 石原薬局

岐阜県揖斐郡揖斐川町
三輪六七九番地

居宅療養
管理指導

有限会社 石原薬局

岐阜県揖斐郡揖斐川町
三輪六七九番地

平成三〇・一・一五

医療法人社団 恵那メモリ
アルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

訪問看護

恵那メモリアルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

平成三〇・一・三一

医療法人社団 恵那メモリ
アルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

居宅療養
管理指導

恵那メモリアルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

同

医療法人社団 恵那メモリ
アルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

介護予防
訪問看護

恵那メモリアルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

同

医療法人社団 恵那メモリ
アルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

介護予防
居宅療養
管理指導

恵那メモリアルクリニックス

岐阜県恵那市長島町正
家字榎本六〇五番地一

同

岐阜県告示第百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

変更年月日

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

医療法人 徳養会 岐阜県大垣市笠木町六五〇番地 訪問看護 沼口訪問看護ステーション アミターユス

医療法人 徳養会 岐阜県大垣市笠木町六五〇番地 介護予防 訪問看護 沼口訪問看護ステーション アミターユス

新 岐阜県大垣市笠木町三八六番地一 平成二七・一一・一
 旧 岐阜県大垣市笠木町六五〇番地
 新 岐阜県大垣市笠木町三八六番地一
 旧 岐阜県大垣市笠木町六五〇番地 同

岐阜県告示第百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	年月日
佐藤 和三	在宅療養マッサー ジベガサス	高山市天満町二 八四	平成 二九・三・三
下出 孝之	在宅療養マッサー ジベガサス	飛騨市古川町東町二 三三五	同
松岡 圭一	KEIRO 愛知 犬山ステーション	多治見市昭栄町三三 二	平成 三〇・一・三

岐阜県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月九日 岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 岐阜市大字三田洞字徳寿ヶ洞一五〇の一、一五二の一、一五二の二、一五二、一五五の一、一五五の二、字古堂一七八から一八一まで、字日向平一八五、一八六、一八七の一から一八七の三まで、一八八の一、一九一
 - 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸大野字大東六〇七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字赤鍋一三〇二一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字サクジ二八五二、二八五三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更 別前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
一般 国道	二百四十 八号	多治見市市之倉町二丁目 一七一番一地从先から 同 市同 町二丁目 一六八番二地先まで	前	八・七 ル （メイト）	二五・六 ル （メイト）	県道下 石笠原 市之倉 線と重 用
			後	一〇・七 一四・三	二五・六	

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更 別前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	下石 笠原 市之倉 線	多治見市市之倉町二丁目 一六八番一地从先地内	前	七・五 ル （メイト）	二五・一 ル （メイト）	
			後	七・五 一六・四	九・一	

岐阜県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 ル （メイト）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	牧ヶ原 関ヶ原 線	不破郡関ヶ原町大字今須字上 野田二二三番地先から 同 郡同 町大字同 字同 二二六〇番地先まで	一三・六 ル （メイト）	平成 三〇・三 九	平成 二二・二 五

岐阜県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

高山市朝日町一之宿字下前平八五〇の一〇、八五〇の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十三第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市門和佐字名無洞八三の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成三十年三月九日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス・岐阜県多治見市市之倉町十丁目地内から同市市之倉町十二丁目地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県多治見市市之倉町十一丁目

地番	地目		地積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)	使用しようとする土地の面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測		
一八一番一	山林	宅地	一五三	一、四九・二八		一・〇四
一八九番	山林	雑種地	三	七〇・八二	四三・六九	一五・〇七

(注) 収用し、又は使用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	備考
不明 ただし、早川 正美 又は 玉置 收	岐阜県多治見市市之倉町十一丁目一八番地 岐阜県多治見市市之倉町十一丁目一七番地の二	一八一番一(使用しようとする土地の面積一・〇四平方メートル)及び一八九番(収用しようとする土地の面積一一五・〇七平方メートル及び使用しようとする土地の面積一九・〇二平方メートル)
早川 正美	岐阜県多治見市市之倉町十一丁目一八番地	一八九番(収用しようとする土地の面積四三九・六九平方メートル)

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成三十年二月十五日

岐阜県収用委員会告示第三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成三十年三月九日

岐阜県収用委員会
会長 毛利 哲 朗

- 一 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 二 事業の種類
一般国道四七五号新設工事(有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県関市広見字小洞地内から岐阜市大字三輪字小脇地内まで、山県市大字東深瀬字大洞地内から岐阜市中西郷六丁目地内まで、本巢市三橋字系貫川通地内から瑞穂市七崎字一ノ堰西地内まで及び同県安八郡神戸町大字神戸字福井地内から同町大字下宮字村内地内まで)

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 岐阜県関市広見字大山

地番	地目		地積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)	使用しようとする土地の面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測		
二四四三番	山林	山林	二五四五	五、六七・〇四	三九七三	一七・八三

(注) 収用し、又は使用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
遠藤 則子(持分八分の一) 佐藤 悦子(持分八分の一) 中島 公子(持分八分の一)	岐阜県各務原市新鷺沼台三丁目七六番地 岐阜県岐阜市三輪七五九番地一 大阪府箕面市粟生外院四丁目八番一九号

<p>太田 滋 (持分八分の一) 福手 恭子 (持分七分の二) 野々田 博 (持分七分の二) 松村 加代子 (持分二四四分の一) 高橋 定幹 (持分二四四分の一) 高橋 定申 (持分二四四分の一) 池場 典子 (持分二四四分の一) 高橋 春樹 (持分七分の二) 河原畑 糸り子 (持分七分の二)</p>	<p>岐阜県岐阜市三輪七九一番地 愛知県犬山市大字犬山字末友二九番地一一 愛知県名古屋市昭和区滝川町二六番地の一 中スカイタウンA棟二二〇二号 岐阜県美濃市松森七三三番地一九 岐阜県関市肥田瀬二二八〇番地 岐阜県美濃市安毛七一一番地 岐阜県郡上市和良町三庫四三二四番地 愛知県安城市古井町芝崎一三番地五 愛知県名古屋守山区泉が丘九一四番地</p>
<p>山田 幸子 (持分二二分の一) 佐藤 光興 (持分二四分の一) 服部 志津 (持分四八分の一) 佐藤 清 (持分四八分の一) 太田 政孝 (持分二二分の一) 河野 健二 (持分二二分の一) 増田 敬明 (持分二八八分の一) 不明。ただし、(亡)辻一 (持分二八八分の一)の法定相続人のいづれか又は全員</p>	<p>岐阜県岐阜市福光東三丁目九番一六号 岐阜県美濃市極楽寺八四八番地二 岐阜県美濃市横越二二五番地二 岐阜県美濃市極楽寺八四八番地二 山県山口市大内問田二丁目六番一 山県山口市松美町一番六二号 愛知県名古屋市中区東区高社二丁目一七番地 シャルマン高社</p>
<p>相続人 辻 匡 (持分不明) 辻 澄枝 (持分五七六分の一) 高橋 洋子 (持分一一五二分の一) 辻 佳子 (持分一一五二分の一) 各務 正洋 (持分五七六分の一) 各務 嘉恭 (持分五七六分の一) 相山 伴子 (持分二四〇分の一) 岡田 ヲワ (持分二四〇分の一) 森 益一 (持分二四〇分の一) (亡)村瀬郁 (持分二四〇分の一)の法定相続人 相続人 村瀬 尚子 (持分四</p>	<p>愛知県名古屋市中区新栄三丁目一番五号 エク セレンス新栄八〇二号 愛知県名古屋市中区熱田区六野二丁目二番二四号 ペレーサ熱田五〇六号 岐阜県岐阜市栄新町三丁目一〇七番地 岐阜県岐阜市菅生八丁目四番一六号 岐阜県岐阜市栄新町三丁目一〇七番地 愛知県名古屋市栄香久山三丁目四〇一番地 岐阜県関市市平賀三七七番地一三 岐阜県関市大門町一丁目六番地 岐阜県加茂郡坂祝町酒倉四〇五番地 愛知県一宮市開明字神明郭三六番地一</p>
<p>相続人 村瀬 尚子 (持分四</p>	<p>岐阜県岐阜市琴塚四丁目一三番二二号</p>
<p>八〇分の一) 相続人 村瀬 典久 (持分九六〇分の一) 相続人 中島 悟子 (持分九六〇分の一) 森 淳 (持分二四〇分の一) 辻 博 (持分九六〇分の一) 辻 夢美 (持分二五五分の五) 辻 角太 (持分二五五分の五) 傳 將淳 (持分二五五分の二)</p>	<p>大阪府大阪市西淀川区出来島三丁目二番三 一〇号 岐阜県関市倉知一六一一番地三 岐阜県関市山王通二丁目一番二二号 岐阜県羽島市正木町南及二丁目三八番地 岐阜県岐阜市梅林南町一八番地 岐阜県岐阜市梅林南町一八番地 不明。ただし、 最後の住所 愛知県名古屋市東区東桜二丁目四番二四号 メゾン富士五〇一号 岐阜県美濃市大矢田二二六一番地一 岐阜県美濃市大矢田二二六一番地一 岐阜県美濃市大矢田二二六一番地一 愛知県春日井市小野町六丁目七番地七 小野八 イツB棟四〇一号 岐阜県関市武芸川町高野二二二番地 岐阜県羽島郡笠松町門間一一七〇番地 愛知県岩倉市八劔町淵之上四五番地 岐阜県岐阜市三田洞東二丁目一四番一 安 ジュベル二〇三三号 岐阜県山県市高富九八七番地 雇用促進住宅一 棟三一〇号室 岐阜県関市武芸川町高野一一二番地 愛知県一宮市開明字西出一四番地三 愛知県一宮市大毛字東郷一一番地二 愛知県一宮市多加木四丁目一六番二八号 岐阜県関市武芸川町八幡二二四一番地 岐阜県関市武芸川町八幡六四四番地 岐阜県関市本町五丁目一七番地</p>
<p>佐藤 保子 (持分二八八〇分の</p>	<p>岐阜県関市本町五丁目一七番地</p>

<p>伊藤 憲幸 (持分二八八〇分の 一) 伊藤 淑子 (持分一四四〇 分の一) の法定相続人 相続人 伊藤 亮 (持分二八 八〇分の一) 相続人 高田 千代子 (持分 二八八〇分の一) 伊藤 亮 (持分二八八〇分の一) 高田 千代子 (持分二八八〇分 の一) 國江 充子 (持分四三三分の一) 安藤 誠彦 (持分四三三分の一) 安藤 壽昭 (持分四三三分の一) 浅野 仁宏 (持分一四四〇分の 一) 浅野 美佐子 (持分一四四〇分 の一) 村上 郁子 (持分三六〇〇分の 一) 村上 毅 (持分三六〇〇分の一) 金武 俊子 (持分三六〇〇分の 一) 安宅 三千子 (持分三六〇〇分 の一) 野中 芳子 (持分三六〇〇分の 一) 浅野 順子 (持分二一六〇分の 一) 森 朋子 (持分二一六〇分の一) 浅野 祐司 (持分二一六〇分の 一) 吉田 昌子 (持分七二〇分の一) 河村 法美 (持分二一六〇分の 一) 山田 喜代美 (持分二一六〇分 の一)</p>	<p>兵庫県伊丹市中央六丁目三番一五 八〇三号 静岡県浜松市中区上島四丁目二六番一六 サ ラシティー上島二〇三号 岐阜県岐阜市鷺山一七六九番地一 静岡県浜松市中区上島四丁目二六番一六 サ ラシティー上島二〇三号 岐阜県岐阜市鷺山一七六九番地一 岐阜県岐阜市大黒町二丁目一〇番地 岐阜県岐阜市佐久間町五番地 東京都世田谷区駒沢四丁目二番九号 東京都港区三田二丁目七番一 一八〇二号 東京都港区三田二丁目七番一 一八〇二号 岐阜県揖斐郡大野町大字上秋九二六番地四四 岐阜県岐阜市大野町大字上秋九二六番地四四 愛知県名古屋市中千種区丘上町二丁目二〇番地の 一 岐阜県大垣市上石津町三ツ里一六八番地 岐阜県大垣市上石津町三ツ里三六五番地一 岐阜県岐阜市薬師町六番地 ライオンズマンシヨ ン加納城南 岐阜県本巣市文殊六四番地二七七 岐阜県岐阜市長良三丁目二六一番地 岐阜県各務原市緑苑南一丁目五〇番地 岐阜県岐阜市八代三丁目二七番九号 神奈川県横浜市港北区大豆戸町五一六番地一 藤和大倉山コープ一〇二号</p>
---	--

白井 敬泰 (持分二二六〇分の
一)
河合 恒雄 (持分八六四分の一)
河合 博行 (持分八六四分の一)
徳増 三枝子 (持分八六四分の一)
大塚 裕子 (持分五七六分の一)
青木 由哉 (持分五七六分の一)
東京都区文京区大塚五丁目三〇番四号
千葉県流山市長崎一丁目一六五番地の二〇
岐阜県岐阜市岩田坂三丁目一番一〇号
岐阜県岐阜市花沢町三丁目九番地
岐阜県岐阜市則武東二丁目六番二二号
岐阜県岐阜市守口町二丁目二番地 アローマイ
チカワ二〇一〇号室

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし

六 裁判手続の開始を決定した年月日
平成三十年二月十五日

岐阜県収用委員会告示第四号
土地収用法施行令 (昭和二十六年政令第三百四十二号) 第六条の二において準用する
同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知をする。
平成三十年三月九日
岐阜県収用委員会
会長 毛 利 哲 朗

公示による通知
住所不明。ただし、最後の住所 愛知県名古屋市中区東桜一丁目四番二四号 メソソ
富士五〇一号 傳 將淳
土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十六条第二項の規定により右の者
に通知すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局 (岐阜県県土整備部用地課内) にお
いて保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。
記
平成三十年三月一日付け平成三十年岐阜収委第一号及び第二号収用事件第一回審理の
開催及び現地調査の実施について (通知)
(注意) 右書類を受領しないときは、平成三十年三月二十二日をもってその書類
の通知があったものとみなします。
平成三十年三月一日

岐阜県収用委員会

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成三十年三月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十年二月二十七日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社コスモス薬品
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス穂積店
瑞穂市別府字井場二ノ町一五三七番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十年十月二十八日
- 五 店舗面積
一、六四五平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
六五台
- 七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により公示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出者の氏名又は名称
株式会社ギガス
- 二 建物の名称及び所在地
ケースデンキ岐阜正木店
岐阜市正木北町八 二六

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により公示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出者の氏名又は名称
株式会社トミタヤ
- 二 建物の名称及び所在地
トミタヤ鏡島店
岐阜市鏡島南十一 十一 外

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

三 作業期間

平成二十九年六月五日から
平成三十年二月二十四日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

三 作業期間

平成二十九年九月十一日から
平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

郡上市

平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調 査 地 域		調 査 期 間
	変更前	変更後	
高 山 市	高山市滝町、岩井町、生井町、清見町牧ヶ洞、久々野町柳島、国府町宮地及び上宝町蔵柱の一部	高山市滝町、岩井町、生井町、清見町牧ヶ洞、久々野町柳島、国府町宮地及び上宝町蔵柱の一部	平成二九・三〇・三一年から 平成二九・三〇・三一年まで
	高山市丹生川折敷地の一部	高山市丹生川折敷地の一部	平成三〇・三一年から 平成三〇・三一年まで
本 巢 市	本巢市根尾板所の一部	本巢市根尾板所の一部	平成二九・三〇・三一年から 平成二九・三〇・三一年まで
	本巢市屋井及び七五三の一部	本巢市屋井及び七五三の一部	平成三〇・三一年から 平成三〇・三一年まで

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

平成三十年三月九日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

二 事件名

平成三十年岐収委第一号及び第二号収用事件「一般国道四七五号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県関市広見字小洞地内から岐阜市大字三輪字小脇地内まで、山県市大字東深瀬字大洞地内から岐阜市中西郷六丁目地内まで、本巣市三橋字糸貫川通地内から瑞穂市七崎字一ノ堰西地内まで及び同県安八郡神戸町大字神戸字福井地内から同町大字下宮字村内地内まで）」

三 期日

平成三十年四月十九日（木） 午前十時三十分から

四 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁二階大会議室

平成三十年三月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社